

# 農業補助金に関する WTO紛争事例の分析

## 第1回 概説及びカナダ―乳製品事件

国際領域上席主任研究官 藤岡 典夫

### はじめに

WTOドーハラウンドの焦点の1つに、農業補助金（国内補助金・輸出補助金）の問題がある。農業補助金に関しては、現行の農業協定において削減等の一定のルールが定められており、さらに今交渉で、輸出補助金の全廃や国内補助金の一層の削減等の新ルール作りに向けた議論が行われている。しかし現行ルール自体、例えばどういものが農業協定にいう「輸出補助金」に該当し規律の対象になるのか等、その内容は必ずしも明確になっているわけではない。

現行ルールの明確化の上で大きな役割を果たすのが紛争解決手続である。WTOの紛争解決手続は、前身のGATTのそれに比べて格段に強力となり<sup>①</sup>、司法的な解決を通じて事実上の判例法を生み出す<sup>②</sup>。WTOにおける貿易ルールの形成において、紛争解決手続を通じる規律の確立・明確化の重要性が増大しつつあるといっているであろう。

農業補助金に関してこれまでにWTO紛争解決手続の対象になった事例は、あまり数多くはないものの、これらを通じて農業補助金に関するルールの内容がある程度明確化されてきた。今回から3回連載で3つの紛争事例を

検討し、WTOパネル・上級委員会がどのような裁定を下し、またそれらがどのような意義を有するのかを、協定条文に則して解説する。今回は最初に農業協定の農業補助金に関する規定を概観するとともに、カナダ―乳製品事件をとりあげる。第2回は米国―綿花事件、第3回はEC―砂糖事件を予定している。

### 農業補助金に関する 現行協定の概要

農業協定は、市場アクセス、国内助成（国内補助金）及び輸出競争（輸出補助金）という3つの主要な部分から構成され、後の二者が補助金に関する部分である。

#### a 国内助成（国内補助金）

国内助成についての一般的な規定は、農業協定第4部にあり、6条及び7条で構成され、附属書2において詳細な規定がある。

この協定は、国内助成を、①貿易を歪曲するものとみなされるもの（黄色のボックス）と、②そうではないか、または、ほんのわずかにそうであるもの（緑のボックス）、という2つのカテゴリーに分けている。

「緑のボックス」は、構造調整援助、自然災害補償援助、環境援助等があげ

られ、規制されない（6条1項、附属書2の1(a)(b)）。

それ以外のすべての助成は、「黄色のボックス」に分類され、協定実施期間の6年間に段階的に削減されなければならぬ（7条2項(a)）（ただし、生産を制限するスキームに関連づけられた支払いはその例外として「青のボックス」と呼ばれ、削減義務から除かれている）。そして、最終的な規定として3条2項に「加盟国は：約束の水準を超えて国内生産者のための助成を行ってはならない」と定めている。

#### b 輸出補助金

輸出補助金に関する規定は、農業協定第5部にあり、8条から11条までで構成される。

加盟国は、農業協定及び自国の譲許表に明記されている約束に従う場合を除いて輸出補助金を交付しないこと（8条）とされ、約束とは次の通りである。

削減は、金額ベース及び数量ベースで協定実施期間の6年間に段階的に実施されることが約束された（9条2項）。削減約束の対象となるのは、9条1項に掲げられる6タイプの輸出補助金である。加盟国は、これらの輸出補助金を、自国の譲許表に特定される産品に交付する場合は上記約束水準を超えてはならず、また、自国の譲許表に特定されていない産品に交付することは禁

止される(3条3項)。

9条1項に掲げられていないタイプの輸出補助金については、「(削減の)約束の回避をもたらしたまたはもたらすおそれのある方法で用いてはならない」と規定されている(10条1項)。

さらに輸出信用と食糧援助に関する規定が10条2項、4項にある。

### C 農業協定と

#### 補助金協定の関係

農業協定とは別に「補助金及び相殺措置に関する協定」(補助金協定)において、補助金に関するより一般的な規律が定められており、それらは特に除外されていない限り農業補助金に適用される。

輸出補助金は、補助金協定では「禁止される(赤の)補助金」であるが、「農業協定に定める場合を除くほか」(補助金協定3条1項)とあるので、加盟国の約束において許可された農業輸出補助金は禁止対象とはならない。また、国内補助金に関しては、補助金協定では「相殺可能な(黄色の)補助金」であっても農業協定に適合的なものは補助金協定上の救済措置・相殺措置の対象とならないこととなっていた(農業協定13条)が、この「平和条項」は2003年12月をもって失効した。

以下、カナダ乳製品事件について見ていくこととする。本事件の焦点は、

カナダの乳製品に対する助成措置が農業協定の意味で「輸出補助金」に該当するかどうかという問題である。

## カナダ乳製品事件

(WT/DS103, 113)

### 1 事実関係及び経過

#### (1) カナダの酪農制度

カナダは、酪農に関して供給管理政策をとっている。これは、①割当制度による生産・出荷の全面的管理、②価格支持、③輸入規制という3つの基本的要素から構成されている。

#### ① 生乳の生産・出荷

加工原料乳については、連邦レベルにおいてCMSMC(カナダ生乳供給管理委員会)により策定されるNMP(国家生乳出荷計画)において年間生産目標であるMSQ(市場出荷割当)が設定される。その数量は、カナダの各州に存在するMMB(ミルクマーケティングボード)に割り当て、さらに州MMBは、生産者に割り当てる。飲用乳については、州MMBが州の飲用乳割当を設定し、個別の生産者に割り当てる。

生産者は、生乳を販売するには全量MMBを通さなければならぬことが

法定されている。つまりMMBは集荷販売の独占権を与えられている。

#### ② 生乳の価格

連邦レベルにおいてCDC(カナダ酪農委員会)は、加工原料乳の目標価格を設定する。CDCは、カナダ酪農委員会法に基づいて設立された国営企業(Crown corporation)である。CDC決定の目標価格を参考に、用途分類ごとの価格が決定される。用途分類は1996年より5段階15分類で統一された。

第1分類、第4分類(国内市場向け)の価格は、州MMBが決定する。第5分類(特別分類)のうち、5d(輸乳製品用)と5e(余剰処理輸出用)の価格はCDCと加工・輸出業者との交渉で統一価格として決定されるが、国際価格を適用するので、国内向け加工原料乳より低価格に決定されている(なお、1995年以前は第5分類による低価格制度はなく、輸出に伴う損失は生産者から課徴金を徴収し補填していたが、WTO成立に伴い農業協定の輸出補助金ルール抵触を避けるために切り替えた)。

輸出向け生乳の販売収入は、その生乳が割当内の場合、個別の生産者に支払われる前に国内市場向け販売収入とともに連邦9州全体でプールされ、そのあと各州に比例配分される。

#### ③ 輸入規制・TRQ(関税割当制度)

カナダは、UR同意によって乳製品の輸入割当制度を関税割当制度に切り替えた。この制度の下で、過去の輸入実績数量まで低率の一次税率を適用し、それを超える数量は約300%の禁止的二次税率を適用している。

うち飲用乳の関税割当は、64,500トン(一次税率最終年度7.53%)であった。カナダのWTO譲許表Vには「その他の条件」として「この量は、カナダの消費者が国境を越えて輸入する年間購入量の推定値である」と記されていた。実際には、カナダは「1回当たり20カナダドル未満の個人消費向けパッケージミルク」との限定条件をつけて運用していた。

#### (2) 米国及びニュージーランドによるWTO紛争解決手続の申立

米国及びニュージーランドは、以上のようなカナダの酪農制度の運用が農業協定及びGATTの規定に違反するとして、WTO紛争解決手続に基づく申立(いわゆる「WTO提訴」)を行った。その中で、輸出補助金の関係では、次のように主張した。

「特別分類5d及び5eは、農業協定9条1項(a)及び(c)の意味において輸出補助金である。カナダのこのスキームによる輸出数量は、カナダが譲許した削減約束水準を超過している(こ

第1表 カナダ乳製品事件の経過

原手続	
パネル報告	1999.5.17
上級委員会報告	1999.10.13
↓	
履行確認手続(1回目)	
パネル報告	2001.7.11
上級委員会報告	2001.12.3
↓	
履行確認手続(2回目)	
パネル報告	2002.7.26
上級委員会報告	2002.12.20

の点はカナダも争っていない)。よって、農業協定3条3項に違反する。」  
 農業協定9条1項(a)と(c)の輸出補助金は、次のように規定されている。

9条1項  
 (a)政府またはその機関が、企業、産業、農産品の生産者、協同組合その他の農産品の生産者の団体または販売に従事する機関に対し、輸出が行われることに基づいて直接補助金(現物による支払を含む)を交付すること

(c)政府の措置によって農産品の輸出について行われる支払(当該農産品またはその原料である農産品に対する課徴金による収入から行われる支払を含むものとし、公的勘定による負担があるかないかを問わない)

なお、申立国は、「たとえ当該スキームが輸出補助金でないとしても、輸出補助金の約束の回避をもたらすもので農業協定10条1項に違反する」と予備的に主張し、さらに「飲用乳のTRQ制度の運用は譲許表にない条件の追加を禁じたGATT2条1項(b)に違反する」との申立ても行った<sup>(3)</sup>が、紙幅の制約からこれらの関係については省略する。

**(3) 経過**

第1表のように本事件の手続は長期にわたって続いた。原手続でパネル及び上級委員会の報告が出され、DSB(紛争解決機関)の勧告・裁定<sup>(4)</sup>を受けカナダによる措置改訂の後、履行確認手続<sup>(5)</sup>が2回にわたって行われた。まず原手続から見えていくこととする。

**2 原手続**

**(1) パネルの判断**

パネル(紛争処理小委員会)は、特別分類5d及び5eが農業協定9条1項の(a)及び(c)に該当するか否かについてそれぞれ以下のように判断した。

**1) 農業協定9条1項(a)の該当性**

農業協定9条1項(a)という輸出補助金は、以下の4つの要件から構成される<sup>(7.38)</sup>。

**① 現物支払を含む直接補助金**

② 政府またはその機関による交付

③ 企業、産業、農産品の生産者、協同組合その他の生産者団体または販売に従事する機関に対する交付

④ 輸出が行われることに基づく交付  
 このうち、本件で特に問題なのは、①及び②の要件である。

まず要件①について。パネルは、特別分類5d及び5eにより加工業者及び輸出業者は国内向けよりも安い価格で乳製品を購入することができることから、「現物支払」に当たり、この要件を満たすとした<sup>(7.59,60)</sup>。

次に要件②に関しては、輸出向け乳製品の低価格は、国内向けと輸出向け販売のプール制により生乳生産者により負担されており、政府は資金を拠出していない<sup>(7.64)</sup>。しかしこの制度は、CDC、州MMB、CMSMCとによって運営されており、これらの機関はその規制権限等から農業協定9条1項(a)という政府機関といえることから、「政府またはその機関による交付」に当たるとした。

以上によりパネルは、特別分類5d及び5eは農業協定9条1項(a)という輸出補助金に該当する、と認定した<sup>(7.87)</sup>。

**2) 農業協定9条1項(c)の該当性**

農業協定9条1項(c)の輸出補助金は、次の2つの要件から構成される<sup>(7.89)</sup>。

**① 農産物の輸出についての支払**

② 政府の措置によって行われる

まず要件①について。パネルは、「支払」には現物支払も含まれ<sup>(7.92,96)</sup>、先と同様に特別分類5d及び5eがこれに当たるとした<sup>(7.101)</sup>。要件②についても、この制度における政府関与の度合いや、生産管理・価格管理・販売収入の強制プールなどが政府の措置によって行われていることから「政府の措置によって行われる」も満たされている、と判断した<sup>(7.106)</sup>。

以上によりパネルは、特別分類5d及び5eは農業協定9条1項(c)の輸出補助金に該当すると認定した<sup>(7.113)</sup>。最終的にパネルは、特別分類5d及び5eは農業協定9条1項(a)及び(c)のいずれの意味においても輸出補助金であり、かつ該当年度のカナダの乳製品輸出が譲許表の量を上回っていることから、特別分類5d及び5eは農業協定3条3項及び8条に違反すると結論づけた<sup>(7.116)</sup>。

**(2) 上級委員会の判断**

上級委員会は、農業協定9条1項の(a)及び(c)の該当性についてそれぞれ以下のように判断した。

**1) 農業協定9条1項(a)の該当性**

上級委員会は、「現物支払があったというだけでは直ちに経済的価値の移転を示唆するものではない」と述べ、現

物支払の存在から直ちに「直接補助金」であるとしたパネル判断を誤りだとした(6:92)。ただし、以下の通り9条1項(c)の該当性を認めたことから9条1項(a)の該当性についての最終的な判断はしなかった。

## 2) 農業協定9条1項(c)の該当性

上級委員会は、まず割引価格による輸出市場向け生乳の提供は、「支払」に該当するとした(107-114)。また、「政府の措置によって行われる」については、政府の関与を全体として検証するのが適切であるとし、本件において政府措置は特別分類5d及び5eに基づく生乳の供給のあらゆる段階において関与しており、また加工業者・輸出業者に対する支払にとって不可欠である(indispensable)の(119-121)、「政府の措置によって行われる」を満たす、と判断した(122)。

結論として上級委員会は、特別分類5d及び5eは農業協定9条1項(c)の輸出補助金に該当するとのパネル判断を支持し、さらに農業協定3条3項及び8条に違反するとのパネル結論を支持した(123)。

## 3 カナダの改訂措置と履行確認手続

カナダは、DSBの勧告・裁定を受

けて次のように制度を改定した。まず、特別分類5dの輸出数量をカナダの削減約束水準の上限内に制限した。また、特別分類5eを廃止し、新たに「商業的輸出生乳・クリーム」(CEM)制度を創設した。CEMは、MMBを通じての販売義務から除外され、取引条件を事業者間で決定できることになった。カナダはこれでDSBの勧告を履行したと考えた。

しかしCEM制度の下でも、輸出向け生乳が割引価格で提供されるとともに、その国内販売は禁止され全量輸出しなければならぬとされた。米国及びニュージーランドは、このようなカナダの改訂後の措置つまりCEM制度が依然として輸出補助金の交付に当たるとして、DSU21条5項に基づく履行確認手続を申し立てた。

### (1) 履行確認手続(一回目)

主な論点は、CEM制度が農業協定9条1項(c)の次の2つの要件に当たるかどうかである。

- ①農産物の輸出についての「支払」
- ②「政府の措置によって」行われる

#### 1) パネルの判断

パネルは、①の要件について、CEM制度のもとで依然として輸出価格は国内市場価格よりも低いので、「支払」に該当するとした(6:27)。

②の要件については、上級委員会が原手続において示した「政府行為の『不可欠性』」の意味として、「仮に政府措置がなければ経済的資源は移転しないこと」(but-forテスト)と解釈し(6:39-40)、政府の措置によって生産者は割当量を超えた数量を国内向けに販売することができないこと、並びに加工業者はCEM制度のもとで低価格で獲得した生乳をすべて輸出することが義務づけられていることから、「but-forテストは満たされるとした(6:50-76)。

以上によりパネルは、CEM制度が農業協定9条1項(c)の要件に当たり、農業協定3条3項及び8条に違反すると認定した。

#### 2) 上級委員会の判断

上級委員会はまず①「支払」の要件について、取引価格が「適正な価値」を下回っているときは「支払」があるとした(7:24)。その「適正な価値」を反映するベンチマークとしては、パネルの採用した国内市場価格は政府により高くつり上げられているので適切でなく(81)、生産総費用が適切であるとして、パネルの判断を破棄した。その理由として、生産費を下回る価格での販売のためには損失の補填(＝支払)が必要となること、この基準に依拠することは、農業協定における国内助成及

び輸出補助金に対する両規律の統合性が最も尊重されることを挙げた(92)。そして、具体的には平均総費用(average total cost of production)が基準として適切であり、これは「すべての生乳(国内向け、輸出向け)の生産の固定費用及び変動費用を、生産された生乳の全単位数(total number of units of milk produced)で除することにより算出される」とした(96)。しかしながらパネルが平均総費用基準の観点からは事実認定を行っていないので、判断不能であるとした(91-103)。

次に、②政府の措置「によって」(by virtue of)とは、「問題となる政府の措置」と「支払のための資金供給」との間に実証可能な関連(demonstrable link)があり、何らかの方法で政府措置の結果として支払のために資金供給されるという関係がなければならず、単に政府措置の結果として支払が生じただけでは足りない(113)が、政府資金から支出される必要はない(115)とした。ただし、これ以上の判断は示さなかった。

### (2) 履行確認手続(二回目)

以上のパネル・上級委員会報告のDSB採択の後、米国とニュージーランドは、2回目の履行確認手続を要請した。ここでも争点は、①「支払」の要件と、②政府の措置「によって」の要件である。

1) パネルの判断

①「支払」については、パネルは、上級委員会の示した「平均総費用」の基準の具体的評価方法に関してカナダの主張(個別の酪農家の平均総費用を主張)を退け、米・ニュージールランドの主張(CDC統計に基づく産業ベースの平均総費用を主張)を支持した(5.50)。また、総費用にカウントする費目についても、カナダの主張(現金支出のみを主張)を退け、米・ニュージールランド(家族労働費等の非金銭的費用や生乳販売に付随する費用も含めると主張)を支持した(5.80.82)。これに基づき検討した結果、「支払」ありと認定した(5.86)。

次に、②政府の措置「によって」の要件についても、1回目の履行確認手続の時に上級委員会の示した判断に即して再度検証し本要件を満たすと認定した(5.134)。

以上によりパネルは、CEM制度が農業協定9条1項(c)の要件に当たり、農業協定3条3項及び8条に違反すると結論づけた(5.137)。

2) 上級委員会の判断

上級委員会は、①「支払」について、「平均総費用」の基準をめぐってパネルの示した判断並びに「支払」ありとの結論を支持した(98)。

次に②「政府の措置によって」につ

いても、次のように述べ、パネルの結論を支持した。「政府措置」と「支払のための資金供給」との間に実証可能な関連または強固な結びつきが必要である(129.131)。ただし政府自身が支払のための原資を供給する必要はなく、私人による資金供給も妨げられない(332.133)。本件において、生乳の国内価格は高く維持され、大部分の生産者は、すべての生産費用を生乳の国内販売を通じてカバーできる(141)。この高い国内価格は、政府措置(価格支持、生産割当、CEMの国内向け転売禁止、売上金のプール、高関税による輸入競争の排除)によって国内向け生乳が全面

第2表 カナダ乳製品事件の各手続における結論(農業協定関係)

	9条1項(a) 該当性	9条1項(c) 該当性	最終結論 (3条3項違反)
原手続	×	○	○
履行確認手続 (1回目)	/	×	×
履行確認手続 (2回目)	/	○	○

資料：筆者作成。  
注(1)「○」とは、問題の規定に該当するとの認定。  
(2)「×」の箇所は、パネルの段階ではいずれも「○」の判断であったが、上級委員会が破棄した。

的に統制されることを通じて維持されている。このように政府措置が支払のための資金供給において決定的な役割を担っており、CEMの原価割れ販売を可能にしている(144.148)。以上により「政府の措置によって支払が行われる」要件を満たす(154)。

以上により、上級委員会は、結論としてパネルの農業協定3条3項及び8条違反との判断を支持した(155-156)。ここにおいて原手続以来延々と続いた本事件が決着をみた。

(以上の各手続における結論を第2表に整理した。)

4 本事件の意義

(1) 何が問題だったのか

本件の原手続で問題とされたのは、カナダの加工・輸出業者が、政府機関の関与の下に(特別分類5d及び5e制度下で)輸出向け加工原料乳を割引価格で購入できる制度であった。加工・輸出業者は直接政府から輸出のための補助金を受けたのではなかった上に、割引の原資はカナダ政府自身が負担していたのではなく、生乳生産者が負担していた。それでも「政府の措置によって行われる支払」として、輸出補助金と判断されたのであった。

これを受けてカナダは制度を改訂し、割引価格での購入に表向き政府機関の

関与をなくした(CEM制度)。ところが、申立国の要請を受けた履行確認手続において上級委員会は、カナダの酪農制度全体を見れば依然として「政府の措置による支払」があり、輸出補助金であると結論づけた。政府の措置(価格支持、生産割当、売上げのプール制、輸入規制等)によって高い国内向け価格が維持されることにより、輸出向けに係る原価割れ販売のための資金供給が可能となっていた(内部相互補助: cross-subsidization)からである。

(2) 農業協定9条1項(c)の意味

本事件は農業協定の輸出補助金に関する初めてのケースであり、本事件におけるパネル・上級委員会の解釈を通じて、特に9条1項に列挙されている輸出補助金の1つである「(c)政府の措置によって農産物の輸出について行われる支払」の意味がある程度明らかにされた。

その主要な点をまとめると、まず「支払」とは、経済的価値の移転を意味し、9条1項(a)と同様に現物支払も含む。「支払」の有無の決定には、実際の取引価格と「適正な価値」との比較が必要であり、「適正な価値」を反映するベンチマークとしては、国内市場価格や世界市場価格ではなく、生産総費用(具体的には平均総費用)が適切であるとされた。

また、「政府の措置によって行われる」に関して、当該支払によって政府行為が「不可欠」であることが判断基準となり、その意味は「仮に政府措置がなければ経済的資源は移転しないこと」(“but for”テスト)である。「政府措置」と「支払のための資金供給」との間には実証可能な関連または強固な結びつきが必要である。ただし政府自身が原資を供給する必要はなく、私人による資金供給でもよい、とされた。

### (3) 本事件の核心——国内助成と輸出補助金の境界

本事件は、農業協定の2つの局面——国内助成と輸出補助金——の境界という問題を提起した。表向きは国内助成であつても、波及利益を通じて輸出生産に影響するものをどう考えるかという問題である。

カナダは、国内市場向け加工業者への生乳販売に人為的に高い価格を設定するという方法で生産者に対する補助金を提供した。上級委員会は、この国内向けへの助成が、低い輸出向け価格と結びついて輸出補助金をもたらしたと判示した。つまりこの場合、カナダの輸出補助金制度は、通常の輸出補助金とは異なり国内助成制度の結果として生じている。この制度は表面的には国内向けだが、国内助成は「波及」利益を通じて輸出生産に影響するのである

(World Trade Law.net Dispute Settlement Commentary)。

このようにして上級委員会は、国内助成としては譲許水準内で許容されるものが、ある場合に9条1項(c)の輸出補助金になり農業協定違反となりうることを示した。ただ、国内助成と輸出補助金の境界線については、明確ではない<sup>(7)</sup>。本件で上級委員会は9条1項(c)の構成要件のうち「輸出について」の要件については明確に述べなかった。次回で紹介する予定のEC—砂糖事件では、この「輸出について」要件についても検討がなされることになる。

注(1) WTOの紛争解決手続は強制的な要素を強め、いわゆる「司法化」が進んだ。その手続の各段階に期限を設けて迅速化を図り、またネガティブ・コンセンサス方式(パネルの設置・報告書の採択は、全加盟国の反対がない限り実行される)を採用して一方の当事国だけの意思で手続をブロックされることがないようにした。

(2) 厳密にはパネル及び上級委員会報告書は当該紛争当事国にのみ法的拘束力を有するものであるが、事実上判例法として機能しているとされている。

(3) 飲用乳のTRQ制度に係る「1回当たり20カナダドル未満の個人消費向けパッケージミルク」との限定条件は譲許表に記載されておらず、譲許表にない条件の追加を禁止したGATT 2条1項bに違反する、というものであった。

(4) パネル(紛争処理小委員会)、上級委員会及びDSB(紛争解決機関)の三者の関係について

いて概略を説明しておく。パネルは、紛争案件ごとに設置される。その任務は、付託された問題の事実関係、関連する対象協定の適用可能性及び当該協定との適合性に関する客観的評価、並びにDSBが勧告または裁定を行うために役立つその他の認定を行ってDSBを補佐することとされており、これら内容をとする報告を作成する。このパネルの報告にある法的な問題・法的解釈について、紛争当事国は、上級委員会へ上訴を行うことができる。上級委員会は、パネルとは異なり常設機関である。上級委員会は上訴内容を検討し報告を作成する。以上のパネル及び上級委員会の報告は、すべての加盟国の代表により構成されるDSBによって採択されて初めて効力を有することになる。この採択により、パネル及び上級委員会の報告内容がDSBの勧告及び裁定となる。

(5) DSBの勧告・裁定が出ると、敗訴国はそれを履行することが求められるが、その履行措置がWTO協定に適合しないと申立国が考える場合、DSU(紛争解決了解) 21条5項に基づき紛争解決手続を利用することができる。この場合、履行確認パネル(21条5項パネル、遵守パネル)と呼ばれるパネル(原パネルの委員で構成)が設置され、審査される。この履行確認のパネル報告についても原パネル報告と同様、上級委員会へ上訴できる。

(6) 以下本稿の( )内の番号は、パネル報告書及び上級委員会報告書におけるパラグラフ番号。

(7) 鈴木(2007)は、通常の輸出補助金が政府(納税者)負担型であるのに対して、カナダの本件措置は消費者負担型輸出補助金と呼ぶことができ、WTOの判断はこれを「隠

れた輸出補助金」として整理したものと評価する。さらに、そもそも国内補助金と輸出補助金を区分してルールを定めることに意味があるのかという疑問を提示する。

#### 【参考・引用文献】

- 鈴木宣弘(2007)「WTO・FTAの潮流と農業—新たな構図を展望—」『農業経済研究』第79巻第2号。
- 木下順子・鈴木宣弘(2001)「輸出国家貿易による「隠れた」輸出補助金効果について——その経済学的解釈と数量化手法の提案——」『農林水産政策研究所レビュー』第3号
- 中川淳司(2000)「カナダの乳製品に係る措置」『ガット・WTOの紛争処理に関する調査報告書X』、公正貿易センター
- World Trade Law.net Dispute Settlement Commentary(online),  
<http://www.worldtradelaw.net/> (2009, 6・9アクセス)
- (WTO 報告書)
- Canada - Measures Affecting the Importation of Milk and the Exportation of Dairy Products □  
(WT/DS103, 113/R)(WT/DS103, 113/AB/R) □  
Canada - Measures Affecting the Importation of Milk and the Exportation of Dairy Products □  
Recourse to Article 21.5 of the DSU by New Zealand and the United States □  
(WT/DS103, 113/RW)(WT/DS103, 113/AB/RW) □  
Canada - Measures Affecting the Importation of Milk and the Exportation of Dairy Products □  
Second Recourse to Article 21.5 of the DSU by New Zealand and the United States □  
(WT/DS103, 113/RW2)(WT/DS103, 113/AB/RW2)